

# 秋田県保育協議会慶弔規程

この規定は、秋田県保育協議会（以下「本会」という）に関わる慶弔について定める。

（慶祝に関すること）

第1条 本会の会員（元会員を含む）が、児童福祉功労に関し叙勲等を受章したときのお祝い金は1万円とする。

（弔意に関すること）

第2条 本会の会長（元会長を含む）、**施設長**が死亡したときは、弔電、供花（時価、花輪可）、香典（1万円）とする。

~~2 本会会員（施設長）が死亡したときは、弔電、供花（時価、花輪可）、香典（1万円）とする。~~

~~3~~ 上記以外で必要と認める場合は、弔電のみとする。

（その他）

第3条 上記以外で必要性が生じた場合は、その都度会長は副会長と協議のうえ決定するものとする。

附 則

~~この規程は、平成16年9月1日より施行する。~~

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。